一般社団法人日本高等教育学会研究紀要編集委員会規程

（目的）

第１条　一般社団法人日本高等教育学会は、一般社団法人日本高等教育学会定款第44条及び一般社団法人日本高等教育学会会則第10条に基づき、機関誌の編集・刊行を行うことを目的として、研究紀要編集委員会（以下、「本委員会」という）を置く。

（所掌事項）

第２条　本委員会の所掌事項は、以下の通りとする。

(1) 機関誌「高等教育研究」の編集及び刊行とこれに関連する業務

（ア）　機関誌に掲載する論文の査読

（イ）　機関誌に掲載する特集の企画

（ウ）　機関誌の編集・刊行

(2) 機関誌の刊行のあり方に関する検討

(3) その他、機関誌の編集・刊行に関する事項

（委員会の構成）

第３条　本委員会に、委員長１名、副委員長２名程度、委員を10名程度置く。

２　委員は、研究分野及び地域性に配慮し、委員長が会長と協議の上、理事会の承認を得てこれを委嘱する。

３　本委員会に、特定の投稿原稿のみを査読する臨時委員（指名査読者）を置くことができる。臨時委員は委員長・副委員長が選定する。

（規程の改正）

第４条　本規程の改正は、理事会で行う。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、機関誌の編集・刊行及び本委員会の運営に関し必要な事項は、本委員会が定め、理事会にて報告する。

附則

本規程は、一般社団法人日本高等教育学会の設立の日から施行する。